

○公印に関する訓令

(昭和36年4月1日島根県警察訓令第6号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察における公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第2条 公印の制式は、別表第1のとおりとする。

(保管)

第3条 公印の保管区分は、別表第2のとおりとする。

2 所属長は、前項に規定する保管責任者が病気、出張その他の理由により次条第2項に規定する事務を行うことができない場合は、警部以上の階級にある警察官又はこれに相当する職にある警察官以外の職員を保管責任者として指定することができる。ただし、これによりがたい場合は、警部補の階級にある警察官又はこれに相当する職にある警察官以外の職員を指定することができる。

3 所属長は、前2項の規定にかかわらず、執務時間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除いた日の8時30分から17時15分までの間をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）外にあっては、当直責任者を保管責任者としてすることができる。

4 公印は、常に印箱に納め、保管する際は施錠ある箇所に収納しておかなければならない。

(使用)

第4条 公印の押印を受けようとする者は、決裁済みの起案文書その他公印を必要とすることを証する文書を、保管責任者に提示しなければならない。

2 保管責任者は、前項の規定による確認をした後でなければ公印を押印してはならない。

3 公印の使用は執務時間内に行うものとし、執務時間外における使用は、急を要する場合に限るものとする。

4 前条第3項の規定による保管責任者が執務時間外に公印を使用したときは、同条第1項又は第2項に規定する保管責任者に報告しなければならない。

(印材)

第5条 公印の印材は、硬質性のものを使用するものとする。

(公印の作成等)

第6条 公印を新調し、又は改刻しようとする者は、理由を付してその旨を警務部総務課長（以下「総務課長」という。）に申し出なければならない。

2 総務課長は、前項の申出があつた場合において、その理由を審査の上、必要があると認めるときは、公印を作成し、又は改刻してこれを交付するものとする。

3 公印を廃止しようとする者は、その旨を総務課長に届け出なければならない。

(公印の登録)

第7条 総務課長は、公印台帳（別記様式）を備え、公印の印影を登録しなければならない。

(印影の印刷)

第8条 公印は特に必要があると認めるときは、証票・賞状等にその印影を印刷することができるものとする。

2 印影を印刷する場合の手続は、第6条各項の規定を準用するものとする。

3 前項の印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じて保管しなければならない。

第9条 前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる機器の区分に応じ、当該各号に定める書面を作成する場合には、当該機器に公印の印影（以下「印影」という。）を画像データとして保存し、当該書面の作成時に当該機器を用いて印影を直接印刷することにより、押印に代えることができるものとする。

(1) 運転免許証作成機 運転免許証及び運転経歴証明書

(2) 運転者管理システム 高齢者講習通知書、認知機能検査・高齢者講習通知書及び運転技能検査・認知機能検査・高齢者講習通知書

(3) 遺失物等管理業務 拾得物件預り書

2 前条第2項の規定は、前項の規定により機器に印影の画像データを保存する場合に準用する。この場合において、同条第2項中「印影を印刷する」とあるのは「次条第1項の機器に印影の画像データを保存する」と読み替えるものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定により機器に保存する印影の画像データについて準用する。この場合において、同条第3項中「印刷に使用した印影の原版」とあるのは「次条第1項の機器に保存する印影の画像データ」と読み替えるものとする。

附 則

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 この訓令施行の際現に使用中の公印については、この訓令の規定による公印ができるまでの間使用することができる。

附 則（昭和37年10月25日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和38年3月7日島根県警察訓令第6号）  
この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年9月2日島根県警察訓令第11号）  
この訓令は、昭和39年9月6日から施行する。

附 則（昭和39年9月25日島根県警察訓令第14号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和40年8月20日島根県警察訓令第15号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和41年8月15日島根県警察訓令第16号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和41年12月10日島根県警察訓令第26号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和41年12月27日島根県警察訓令第28号）  
この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月19日島根県警察訓令第8号）  
この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月1日島根県警察訓令第23号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和44年2月25日島根県警察訓令第4号）  
この訓令は、昭和44年2月25日から施行する。

附 則（昭和44年4月10日島根県警察訓令第19号）  
この訓令は、昭和44年4月10日から施行する。

附 則（昭和45年11月24日島根県警察訓令第19号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和51年7月31日島根県警察訓令第5号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日島根県警察訓令第4号）  
この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年8月21日島根県警察訓令第8号）  
この訓令は、昭和53年8月21日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日島根県警察訓令第9号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和55年3月7日島根県警察訓令第2号）  
この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月1日島根県警察訓令第3号）  
この訓令は、昭和57年3月1日から施行する。

附 則（昭和57年11月1日島根県警察訓令第20号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和58年3月14日島根県警察訓令第6号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和60年5月21日島根県警察訓令第11号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和61年10月7日島根県警察訓令第10号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和63年4月20日島根県警察訓令第12号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成2年10月15日島根県警察訓令第11号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成5年10月15日島根県警察訓令第21号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成6年5月12日島根県警察訓令第24号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成7年1月25日島根県警察訓令第2号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成7年4月5日島根県警察訓令第7号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成8年4月24日島根県警察訓令第10号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成9年10月24日島根県警察訓令第28号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成11年12月8日島根県警察訓令第28号）  
この訓令は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成13年12月27日島根県警察訓令第42号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成14年6月6日島根県警察訓令第28号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成14年7月11日島根県警察訓令第35号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成15年2月18日島根県警察訓令第2号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成15年2月25日島根県警察訓令第6号）  
この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成15年4月18日島根県警察訓令第19号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第25号）  
この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成17年3月18日島根県警察訓令第10号）  
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日島根県警察訓令第21号）  
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月20日島根県警察訓令第27号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成17年7月19日島根県警察訓令第30号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日島根県警察訓令第42号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日島根県警察訓令第19号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）  
この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年9月17日島根県警察訓令第18号）  
この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）  
この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日島根県警察訓令第12号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成25年2月27日島根県警察訓令第2号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成26年2月26日島根県警察訓令第3号）  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日島根県警察訓令第11号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成30年6月7日島根県警察訓令第12号）  
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年7月2日から施行する。  
（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現にある公印に関する訓令第8条第1項の規定により作成された改正前の同訓令第2条の規定による公印の印影が印刷された用紙については、なおこれを使用することができる。

附 則（平成31年4月24日島根県警察訓令第19号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和2年2月18日島根県警察訓令第10号）  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月22日島根県警察訓令第31号）  
この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年1月18日島根県警察訓令第3号）  
この訓令は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和4年3月9日島根県警察訓令第12号）  
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日島根県警察訓令第9号）  
この訓令は、令和5年3月22日から施行する。

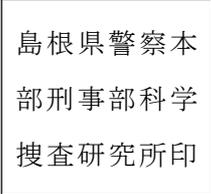
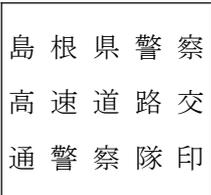
附 則（令和5年3月31日島根県警察訓令第15号）  
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日島根県警察訓令第33号）  
この訓令は、令和6年1月4日から施行する。

附 則（令和6年12月23日島根県警察訓令第30号）  
この訓令は、令和7年1月20日から施行する。

別表第1（第2条関係）

公 印 の 制 式

種 類	ひ な 形	寸 法
警 察 本 部 印		45mm平方
警察本部押出しスタンプ		だ円形 縦 28mm 横 20mm 周囲点線 長さ 1.5mm 数 92
警 察 本 部 各 課 印		21mm平方
刑事部科学捜査研究所印		21mm平方
島根県警察機動隊印		21mm平方
島根県警察交通機動隊印		21mm平方
島根県警察高速道路交通警察隊印		21mm平方

島根県警察学校印		21mm平方
各警察署印		36mm平方
警察本部長印		28mm平方
表彰状に用いる警察本部長印		30mm平方
昇給発令通知書に用いる警察本部長印		20mm平方
交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。） 交通反則通告センターで用いる警察本部長印		11mm平方
交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。） で用いる警察本部長印		18mm平方
仮運転免許証に用いる警察本部長押出しスタンプ		円形 直径 22mm

<p>仮運転免許証に用いる警察本部長印</p>	<p>島 警 本 長</p>	<p>縦 4.5mm 横 15mm</p>
<p>警察本部各部長印</p>	<p>島 根 県 警 察 本 部 ○ ○ 部 長 印</p>	<p>20mm平方</p>
<p>警察本部各課長印</p>	<p>島根県警察本 部 ○ ○ 部 ○ ○ 課 長 印</p>	<p>20mm平方</p>
<p>警務部監察官印</p>	<p>島 根 県 警 察 本 部 警 務 部 監 察 官 印</p>	<p>20mm平方</p>
<p>刑事部科学捜査研究所長印</p>	<p>島 根 県 警 察 本 部 刑 事 部 科 学 捜 査 研 究 所 長 印</p>	<p>20mm平方</p>
<p>島根県警察機動隊長印</p>	<p>島 根 県 警 察 機 動 隊 長 印</p>	<p>20mm平方</p>
<p>島根県警察交通機動隊長印</p>	<p>島 根 県 警 察 交 通 機 動 隊 長 印</p>	<p>20mm平方</p>
<p>島根県警察高速道路交通警察隊長印</p>	<p>島 根 県 警 察 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 長 印</p>	<p>20mm平方</p>

<p>島根県警察高速道路交通警察隊浜田分駐隊で用いる島根県警察高速道路交通警察隊長印</p>	<p>島 根 県 警 察 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 長 印</p>	<p>18mm平方</p>
<p>島根県警察学校長印</p>	<p>島 根 県 警 察 学 校 長 印</p>	<p>20mm平方</p>
<p>各 警 察 署 長 印</p>	<p>島 根 県 ○ ○ 警 察 署 長 印</p>	<p>20mm平方</p>
<p>雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番、大田警察署温泉津広域交番、浦郷警察署知夫駐在所、浦郷警察署海士駐在所及び浦郷警察署知々井駐在所で用いる警察署長印</p>	<p>島 根 県 ○ ○ 警 察 署 長 印</p>	<p>17mm平方</p>
<p>拾得物件預り書に用いる警察署長印</p>	<p>島 根 県 ○ ○ 警 察 署 長 印</p>	<p>13mm平方</p>
<p>昇任審査委員会委員長印</p>	<p>島 根 県 警 察 昇 任 審 査 委 員 長 印</p>	<p>24mm平方</p>

<p>警察職員運轉管理委員會 委員長印</p>	<p>警 察 職 員 運 轉 管 理 委 員 會 委 員 長 印</p>	<p>24mm平方</p>
<p>鑑識技能檢定委員會委員 長印</p>	<p>島 根 県 警 察 鑑 識 技 能 檢 定 委 員 會 委 員 長 印</p>	<p>24mm平方</p>
<p>支 出 官 印</p>	<p>支 出 官 島 根 県 警 察 會 計 担 当 官 之 印</p>	<p>23mm平方</p>
<p>支出負擔行為担当官印</p>	<p>支出負擔行為 担当官島根 県警察會計 担当官之印</p>	<p>23mm平方</p>
<p>歳入徴収官印</p>	<p>歳 入 徴 収 官 島 根 県 警 察 會 計 担 当 官 之 印</p>	<p>23mm平方</p>
<p>物 品 管 理 官 印</p>	<p>物 品 管 理 官 島 根 県 警 察 本 部 長 之 印</p>	<p>23mm平方</p>
<p>契 約 担 当 官 印</p>	<p>契 約 担 当 官 島 根 県 警 察 會 計 担 当 官 之 印</p>	<p>23mm平方</p>
<p>物 品 出 納 員 印</p>	<p>島 根 県 警 察 本 部 物 品 出 納 員 之 印</p>	<p>20mm平方</p>

資金前渡官吏印	<div data-bbox="676 224 887 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           資金前渡官吏            島根県警察本部            警務部会計課            次長印         </div>	20mm平方
収入官吏印	<div data-bbox="676 461 887 658" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           収入官吏島            根県警察本部            警務部会計課            次長印         </div>	20mm平方
歳入歳出外現金出納官吏印	<div data-bbox="676 685 887 882" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           歳入歳出外現            金出納官吏島            根県警察本部            警務部会計課            次長印         </div>	20mm平方
有価証券取扱主任官印	<div data-bbox="676 963 887 1160" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           有価証券取扱            主任官島根            県警察本部            警務部会計            課次長印         </div>	20mm平方
島根県交通反則通告センター通告官印	<div data-bbox="676 1196 887 1393" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           島根県交通            反則通告セ            ンター通告            官印         </div>	15mm平方

別表第2（第3条関係）

## 公 印 の 保 管 区 分

公 印 の 種 類	備付 個数	保 管 責 任 者
公安委員会印	1	警務部総務課（以下「総務課」という。）次長
運転免許課で用いる公安委員会印	各1	運転免許課次長及び運転免許課西部運転免許センター副所長
公安委員会委員長印	1	総務課次長
警察本部印	1	
警察本部長印	1	
表彰状に用いる警察本部長印	1	
昇給発令通知書に用いる警察本部長印	1	警務部警務課次長
交通指導課交通反則通告センターで用いる警察本部長印	1	交通指導課交通反則通告センター通告補佐官
運転免許課で用いる警察本部長印	1	運転免許課次長
国外運転免許証に用いる公安委員会スタンプ（直径28mmのもの）	1	
国外運転免許証に用いる公安委員会スタンプ（直径20mmのもの）	各1	運転免許課次長及び運転免許課西部運転免許センター副所長
公安委員会押出しスタンプ	各1	生活安全部生活安全企画課次長、運転免許課次長及び運転免許課西部運転免許センター副所長並びに各警察署の副署長又は次長
検定合格証、立入検査身分証明書及び風俗営業管理者証に用いる公安委員会印	1	総務課次長
運転免許証、運転経歴証明書及び駐車監視員資格者証に用いる公安委員会印	1	
運転免許課及び警察署で用いる公安委員会印	4	運転免許課次長
	各2	運転免許課西部運転免許センター副所長並びに松江警察署、出雲警察署、浜田警察署及び益田警察署の副署長

	各 1	各警察署（松江警察署、出雲警察署、浜田警察署及び益田警察署を除く。）の副署長又は次長、雲南警察署三成広域交番所長、雲南警察署掛合広域交番所長、出雲警察署平田広域交番所長、出雲警察署大社広域交番所長及び大田警察署温泉津広域交番所長
仮運転免許証に用いる警察本部長押出しスタンプ	各 1	運転免許課次長及び運転免許課西部運転免許センター副所長並びに隠岐の島警察署及び管内に指定自動車教習所を有する警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）の副署長又は次長
仮運転免許証に用いる警察本部長印	各 1	
警察本部各部長印	各 1	当該部長が指定する課の次長
警察本部各課印	各 1	当該課次長
警察本部各課長印	各 1	当該課次長及び運転免許課西部運転免許センター副所長
警務部監察官印	1	警務部監察課次長
刑事部科学捜査研究所印	1	刑事部科学捜査研究所副所長
刑事部科学捜査研究所長印	1	
島根県警察交通機動隊印	1	島根県警察交通機動隊副隊長
島根県警察交通機動隊長印	1	
島根県警察高速道路交通警察隊印	1	島根県警察高速道路交通警察隊副隊長
島根県警察高速道路交通警察隊長印	1	
島根県警察高速道路交通警察隊浜田分駐隊で用いる島根県警察高速道路交通警察隊長印	1	島根県警察高速道路交通警察隊浜田分駐隊長
島根県警察機動隊印	1	島根県警察機動隊副隊長
島根県警察機動隊長印	1	
島根県警察学校印	1	島根県警察学校副校長
島根県警察学校長印	1	

各警察署印	各 1	当該警察署副署長又は次長	
各警察署長印	各 1		
雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番、大田警察署温泉津広域交番、浦郷警察署知夫駐在所、浦郷警察署海士駐在所及び浦郷警察署知々井駐在所で用いる警察署長印	各 1	当該交番所長及び当該駐在所員	
拾得物件預り書に用いる警察署長印	各 1	当該警察署副署長又は次長	
昇任審査委員会委員長印	1	警務部警務課次長	
警察職員運転管理委員会委員長印	1	警務部人材育成課次長	
鑑識技能検定委員会委員長印	1	刑事部鑑識課次長	
支出官印	1	警務部会計課次長	
支出負担行為担当官印	1		
歳入徴収官印	1		
物品管理官印	1		
契約担当官印	1		
物品出納員印	1		
資金前渡官吏印	1		
収入官吏印	1		
歳入歳出外現金出納官吏印	1		
有価証券取扱主任官印	1		
警察本部押出しスタンプ	1		
島根県交通反則通告センター通告官印	1		交通指導課交通反則通告センター通告補佐官

別記様式（第7条関係）

（公 印 台 帳）

公 印 の 類		保 管 者	
寸 法		新 年 調 月 日	
印 材		改 年 刻 月 日	
<p style="text-align: center;">印 影</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div>		廢 年 止 月 日	
		※摘要	
以 下 同 じ（2段）			